

第1条 目的

この取扱方針は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下、「共通指針」という。）に基づき、公益財団法人政治経済研究所（以下、「本研究所」という。）における競争的資金に係る間接経費の取り扱いについて、必要事項を定める。

第2条 定義

間接経費とは、直接経費に対して一定比率（通常は30%）で手当され、競争的資金による「研究の実施に伴う本研究所の管理等に必要な経費として、本研究所が使用する経費」をいう。

第3条 譲渡

間接経費は研究者の研究環境の改善や機関全体の機能の向上のために使用するものとするが、研究者が間接経費の交付を受けたときは速やかに研究機関としての本研究所へ譲渡しなければならない。譲渡を受けた間接経費は直ちに本研究所の収入として受け入れるものとする。使途ならびに管理については次の各条項による。

第4条 使途

間接経費は、本研究所の研究開発環境の改善及び研究機能の向上に係る事業ならびに競争的資金による研究実施に伴い必要となる管理等経費を使途の対象とする。その主な使途の例示は以下のものとし、これを使途対象とする。

(1) 管理部門に係る経費（設備の整備、維持及び運営経費、事務の必要経費等）

備品購入費、消耗品費、機器借料、会計事務人件費、通信運搬費、印刷費など

(2) 研究部門に係る経費（共通的に使用される物品等に係る経費等）

備品購入費、消耗品費、機器借料、通信運搬費、印刷費、光熱水費など

(3) 図書資料の整備に係る経費

図書費、新聞雑誌費など

(4) 研究成果報告事業に係る経費

消耗品費、通信運搬費、印刷費、新聞雑誌費、広告費など

(5) その他の管理業務に係る必要経費

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機能の向上に活用するために必要となる経費などで、最高管理責任者（代表理事）が必要な経費と判断した場合、執行することがある。

第5条 間接費の合算

複数の間接経費を組み合わせることで使途することができる。ただし、研究者が直接経費として充当すべきものおよび直接費との合算は対象外とする。

第6条 研究者の転出等に伴う返還

研究者の転出に伴う間接経費の返還は、未使用額がある場合に限り行うことがある。ただし、当該競争的資金拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定めに準拠することとする。

第7条 実績報告

毎年度の使用実績に応じて、当該競争的資金拠出元の機関に、定められた期日までに報告する。

第8条 執行及び管理

間接経費は、最高管理責任者（代表理事）のもとで本研究所の基本方針に基づき上記第4条の範囲で計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するものとする。

間接経費の使用にあたっては、代表理事の管理責任のもとで理事会が使用計画を作成し、各管理責任者への報告を行ったうえで執行する。

第9条 取り扱いの変更

関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、理事会において本取扱方針も随時見直し変更することができる。

【付則】

本取扱方針は、2017年3月21日より実施するものとする。

以上